

みよし産農畜産物表示シールの使用に関する要綱を次のように定める。

平成28年10月1日

みよし市長 小野田 賢 治

## みよし産農畜産物表示シールの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地産地消事業の一環として、みよし産農畜産物表示シール（以下「表示シール」という。）を使用者がみよし産農畜産物等に貼付することにより、他産地との差別化を図り、みよし産の農畜産物であることをPRすることによりブランド化による消費の拡大と、それに伴う生産者の意欲向上を目指すことを目的とする。

### (デザイン等)

第2条 表示シールのデザイン、縦・横の比率、色等は、別記様式のとおりとする。

2 表示シールを使用者が改変して使用することはできない。

### (使用者)

第3条 表示シールの使用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) みよし市内で農畜産物を生産している生産農家
- (2) みよし市内で生産された農畜産物を使用した加工品を製造している者
- (3) その他市長が適当と認めた者

### (使用の範囲)

第4条 表示シールは、次の各号のいずれかに該当するものに使用することができる。

- (1) みよし市内で生産された農畜産物
- (2) みよし市内で生産された農畜産物を使用した加工品
- (3) その他市長が適当と認めたとき

### (使用方法)

第5条 市長は、使用者の求めに応じて、必要な枚数の表示シールを交付するものとする。

### (使用制限)

第6条 表示シールは、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき
- (2) その他市長が不適当と認めたとき

### (使用料)

第7条 表示シールの使用料は、無料とする。

### (事故・苦情等の処理)

第8条 表示シールを使用した物件に関する事故、苦情等（以下「事故等」という）が発生した場合、使用者が誠意を持ち使用者の責任の下に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等について、みよし市はその責を負わないものとする。

(調査及び報告)

第9条 市長は、使用者に対し表示シールの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は、前項により表示シールの使用が適切でないと認めるときは、使用を中止させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。